

【感染症について】 保護者の登園届事項

感染症への罹患後、復帰（登園開始）にあたっては、以下の通りとなります。

- 復帰に際し、『保護者の登園届』への協力を頂く感染症

下記の感染症項目については、出席停止項目ではないため、登園の判断は基本、保護者となります。

お仕事との兼ね合いになりますが、「登園の目安」を参照に登園の判断・協力をお願いします。

また復帰に際しては、「保護者の登園届」への記入をお願いします。

* 下記に記されていない感染性疾患についても、医師より「感染性の〇〇」等、診断された場合は、記載および提出をお願いします。

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	発熱や口腔内の水疱の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑（りんご病）	全身の状態がよいこと。 *但しあがりがいる場合、個別対応をする場合があります。
ウィルス性胃腸炎（感染性胃腸炎） (ノロウィルス・ロタウィルス等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱の影響がなく、普段の食事がとれること。
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと。
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突然性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態がよいこと

登 園 届	
バオバブ保育園 園長殿	
園児名：_____	
疾患名：_____	
年 月 日に、(医療機関名) 「 」へ受診し、	
(登園判断) 「 」という指示を頂き	
年 月 日に病状が回復し、集団生活に支障がないと判断したので登園します。	
保護者名：_____	